



山形県公報

平成25年3月19日(火)

号 外 (11)

目 次

規 則

- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則…………… (子育て支援課) … 1
- 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則…………… (子ども家庭課) …12
- 山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則…………… (健康福祉企画課) …13
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則…………… (障がい福祉課) …16
- 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則…………… (同) …29

規 則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則 (第1条―第7条)
- 第2章 助産施設 (第8条)
- 第3章 乳児院 (第9条―第18条)
- 第4章 母子生活支援施設 (第19条―第26条)
- 第5章 保育所 (第27条―第34条)
- 第6章 児童厚生施設 (第35条・第36条)
- 第7章 児童養護施設 (第37条―第44条)
- 第8章 福祉型障害児入所施設 (第45条―第51条)
- 第9章 医療型障害児入所施設 (第52条―第56条)
- 第10章 福祉型児童発達支援センター (第57条―第62条)
- 第11章 医療型児童発達支援センター (第63条―第65条)
- 第12章 情緒障害児短期治療施設 (第66条―第72条)
- 第13章 児童自立支援施設 (第73条―第81条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第64号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(食事)

第3条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)は、入所している者に食事を提供するとき

は、当該児童福祉施設内で調理する方法（条例第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第4条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第5条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該児童福祉施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第12条の2に規定する給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 児童に係る金銭をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（児童福祉施設に備える帳簿）

第6条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

（苦情への対応）

第7条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、条例第17条の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

- 2 児童福祉施設は、条例第17条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。
- 3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

（第2種助産施設と異常分べん）

第8条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種

助産施設の長は、速やかに第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 乳児院

（設備の基準）

第9条 条例第21条第1項の寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とする。

2 条例第21条第1項の観察室の面積は、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上とする。

第10条 条例第22条第1項の乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とする。

（職員）

第11条 条例第23条第1項の看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1以上（これらの合計数が7未満であるときは、7以上）とする。

2 条例第23条第5項の規定により、保育士又は児童指導員をもって同条第1項の看護師に代える場合は、乳幼児10人以上の乳児院には2人（乳幼児が10人を超える乳児院にあっては、乳幼児がおおむね10人増すごとに1人を加えた数）以上看護師を置かなければならない。

3 条例第23条第6項の規則で定める数は、1以上とする。

第12条 条例第24条第1項の看護師の数は、7以上とする。

2 条例第24条第2項の規定により、保育士又は児童指導員をもって同条第1項の看護師に代える場合は、1人以上看護師を置かなければならない。

（乳児院の長の資格等）

第13条 条例第25条第1項の規則で定める研修は、省令第22条の2第1項に規定する乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修とする。

2 条例第25条第1項第4号の規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第22条の2第1項第4号に規定する講習会の課程を修了した者とする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村（特別区を含む。第21条、第39条及び第68条において同じ。）の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第22条の2第2項に規定する研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第14条 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第4条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

（乳児の観察）

第15条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）は、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第16条 乳児院の長は、条例第26条第1項に規定する養育を行うため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第17条 乳児院は、その行方第37条に規定する業務の質について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第18条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第4章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第19条 条例第27条第1項第1号の母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1

室以上とする。

2 条例第27条第1項第1号の母子室の面積は、30平方メートル以上とする。

（職員）

第20条 条例第28条第1項の母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあっては2以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3以上とする。

2 条例第28条第1項の少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあっては、2以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第21条 条例第29条第1項の規則で定める研修は、省令第27条の2第1項に規定する母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修とする。

2 条例第29条第1項第4号の規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第27条の2第1項第4号に規定する講習会の課程を修了した者とする。

（1）児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

（2）社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

（3）社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第27条の2第2項に規定する研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第22条 条例第30条第1号の規則で定める学校等は、省令第28条第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設とする。

2 条例第30条第5号の規則で定める者は、省令第28条第5号の規定により文部科学大臣が認定した者とする。

（自立支援計画の策定）

第23条 母子生活支援施設の長は、条例第31条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第24条 母子生活支援施設は、その行う法第38条に規定する業務の質について、自らの評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第25条 条例第27条第1項第2号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設ける場合においては、保育所に関する規定を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1以上とする。ただし、1を下ることはできない。

（関係機関との連携）

第26条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条に規定する母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、同法第6条第6項に規定する母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第5章 保育所

（設備の基準）

第27条 条例第33条第1項第4号の保育室又は遊戯室の面積は、同号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、同号に規定する屋外遊戯場（以下「屋外遊戯場」という。）の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

2 条例第33条第1項第6号の規則で定める要件は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては第1号、第2号及び第6号に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては第2号から第8号までに該当するものとする。

（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

（2）保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(3) 前号の表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

ロ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第28条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第29条 条例第34条第1項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1以上とする。ただし、一の保育所につき2を下ることはできない。

(保育時間)

第30条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めるものとする。

(保育の内容)

第31条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令第35条に規定する指針に従わなければならない。

(保護者との連絡)

第32条 保育所の長は、常に、入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

(公正な選考)

第33条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第34条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第6章 児童厚生施設

(職員)

第35条 条例第36条第2項第1号の規則で定める学校等は、省令第38条第2項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設とする。

2 条例第36条第2項第4号の規則で定める者は、省令第38条第2項第4号の規定により文部科学大臣が認定した者とする。

(保護者との連絡)

第36条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第37条 条例第38条第1項第1号の児童の居室の1室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とする。ただし、当該居室が乳幼児のみの居室である場合の1室の定員は、6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。

(職員)

第38条 条例第39条第1項の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1以上、少年おおむね5.5人につき1以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる児童養護施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

2 条例第39条第1項の看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1以上とする。ただし、1を下ることはできない。

（児童養護施設の長の資格等）

第39条 条例第40条第1項の規則で定める研修は、省令第42条の2第1項に規定する児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修とする。

2 条例第40条第1項第4号の規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第42条の2第1項第4号に規定する講習会の課程を修了した者とする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第42条の2第2項に規定する研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第40条 条例第41条第1号の規則で定める学校等は、省令第43条第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設とする。

2 条例第41条第8号の規則で定める者は、省令第43条第8号の規定により文部科学大臣が認定した者とする。

（自立支援計画の策定）

第41条 児童養護施設の長は、条例第42条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第42条 児童養護施設は、その行う法第41条に規定する業務の質について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第43条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第44条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

（設備の基準）

第45条 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

2 条例第44条第1項第1号の児童の居室の1室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とする。ただし、当該居室が乳幼児のみの居室である場合の1室の定員は、6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。

（職員）

第46条 条例第45条第1項の規則で定める者は、省令第49条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第45条第1項の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に1以上を加えるものとする。

3 条例第45条第3項の規定により置かなければならない職員のうち、児童指導員及び保育士の総数については、前項の規定を準用する。

4 条例第45条第3項の看護師の数は、児童おおむね20人につき1以上とする。

5 条例第45条第6項において準用する同条第1項の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1以上、少年おおむね5人につき1以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に1以上を加えるものとする。

6 条例第45条第8項の規定により置かなければならない職員のうち、児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。

（入所支援計画の作成）

第47条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障がい（障害者基本法

（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。）の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第48条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第43条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第49条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第50条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第51条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第4条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第4条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

（設備の基準）

第52条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

（職員）

第53条 条例第49条第1項の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。

2 条例第49条第2項の規定により置かなければならない職員のうち、児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1以上、少年おおむね20人につき1以上とする。

（心理学的及び精神医学的診査）

第54条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第50条の規定を準用する。

（入所した児童に対する健康診断）

第55条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、第4条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（児童と起居を共にする職員等）

第56条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員及び医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第43条及び第49条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第47条の規定を準用する。

第10章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

第57条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）の指導訓練室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とする。

2 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とする。

（職員）

第58条 条例第52条第1項の児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で

除して得た数以上とする。

2 条例第52条第3項の規定により置かなければならない職員のうち、児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4以上でなければならない。

3 条例第52条第5項の規定により置かなければならない職員のうち、児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1以上でなければならない。

（計画の作成）

第59条 福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第47条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第60条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第61条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、第4条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第62条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第50条の規定を準用する。

第11章 医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

第63条 医療型児童発達支援センターは、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第64条 医療型児童発達支援センターは、第4条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（保護者等との連絡等）

第65条 医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第47条及び第60条の規定を準用する。

第12章 情緒障害児短期治療施設

（設備の基準）

第66条 条例第57条第1項第1号の児童の居室の1室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とする。

（職員）

第67条 条例第58条第1項の心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1以上とする。

2 条例第58条第1項の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1以上とする。

（情緒障害児短期治療施設の長の資格等）

第68条 条例第59条第1項の規則で定める研修は、省令第74条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修とする。

2 条例第59条第1項第4号の規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第74条第1項第4号に規定する講習会の課程を修了した者とする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第74条第2項に規定する研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（自立支援計画の策定）

第69条 情緒障害児短期治療施設の長は、条例第60条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第70条 情緒障害児短期治療施設は、その行う法第43条の5に規定する業務の質について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第71条 情緒障害児短期治療施設については、第43条の規定を準用する。

（関係機関との連携）

第72条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第13章 児童自立支援施設

（設備の基準）

第73条 条例第61条第1項に規定する設備以外の設備については、第37条（ただし書を除く。）の規定を準用する。
（職員）

第74条 条例第62条第1項の児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格等）

第75条 条例第63条第1項の規則で定める研修は、省令第81条第1項に規定する児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修とする。

2 条例第63条第1項第3号の規則で定める講習は、省令第81条第1項第3号に規定する児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習とする。

3 条例第63条第1項第4号の規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が5年以上（同項第3号に規定する講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）である者とする。

（1）児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

（2）社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

（3）社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

4 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第81条第2項に規定する研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童自立支援専門員の資格）

第76条 条例第64条第3号の規則で定める学校等は、省令第82条第3号に規定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設とする。

2 条例第64条第4号から第7号までの規則で定める期間は、前条第3項各号に掲げる期間とする。

3 条例第64条第7号の規則で定める者は、省令第82条第7号の規定により文部科学大臣が認定した者とする。

（自立支援計画の策定）

第77条 児童自立支援施設の長は、条例第66条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第78条 児童自立支援施設は、その行う法第44条に規定する業務の質について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第79条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第80条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査等）

第81条 児童自立支援施設は、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成24年4月1日以前から引き続き存する乳児院（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「2.47平方メートル」とあるのは、「1.65平方メートル」とする。
- 3 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第29条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。
- 4 平成24年4月1日以前から引き続き存する児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に対する第37条（第73条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第37条中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同条ただし書の規定は適用しない。
- 5 前項の場合において、平成10年4月1日前に完成された児童養護施設又は児童自立支援施設について同項の規定を適用するときは、同項中「3.3平方メートル」とあるのは、「2.47平方メートル」とする。
- 6 平成24年4月1日以前から引き続き存する福祉型障害児入所施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に対する第45条第2項の規定の適用については、同項中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同項ただし書の規定は適用しない。
- 7 前項の場合において、平成10年4月1日前に完成された障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧児童福祉法」という。）第42条に規定する知的障害児施設であった福祉型障害児入所施設であって、整備法第5条の規定による改正後の法（以下「新児童福祉法」という。）第35条第3項又は第4項に基づき福祉型障害児入所施設として設置しているもの及び整備法附則第34条第1項の規定により新児童福祉法第35条第3項又は第4項に基づき福祉型障害児入所施設として設置しているものとみなされたものについて前項の規定を適用するときは、同項中「3.3平方メートル」とあるのは、「2.47平方メートル」とする。
- 8 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）の施行の日前に旧児童福祉法第43条に規定する知的障害児通園施設であった児童発達支援センターであって、整備法附則第34条第2項の規定により新児童福祉法第35条第3項又は第4項に基づき児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第58条の規定の適用については、同条第1項中「児童の数を4で除して得た数」とあるのは、「乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数」とする。

（特例幼保連携保育所の特例）

9 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年10月県条例第54号）第3条第2項に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した学校教育法に基づく幼稚園（以下「幼稚園」という。）（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設（就学前保育等促進法第3条第3項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第27条第1項の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320+100×（学級数－2）平方メートル

10 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第27条第1項の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同項の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル
3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル

- 11 特例幼保連携保育所であつて、満3歳以上の幼児につき第29条に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同条の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教育の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する普通免許状又は臨時免許状をいう。）を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特定幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 12 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。
- 13 前項の規定にかかわらず、附則第11項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。
- 14 附則第9項から前項までの規定は、山形県認定こども園の認定の要件に関する条例第3条第2項に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第11項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（苦情への対応）

第3条 婦人保護施設は、条例第8条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

第4条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

（設備の基準）

第5条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第11条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設

備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
- (5) その他の設備 次に掲げる基準
 - イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第6条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第7条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第8条 婦人保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第9条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2に規定する給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 入所者に係る金銭をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第10条 婦人保護施設は、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、都道府県警察、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体、公共職業安定所、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設その他の関係機関及び売春防止法第35条に規定する婦人相談員、母子及び寡婦福祉法第8条に規定する母子自立支援員、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する婦人保護施設に対する第5条第2項第1号イの規定の適用については、同号イ中「4.95平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 救護施設（第5条—第12条）

第3章 更生施設（第13条―第17条）

第4章 授産施設（第18条―第20条）

第5章 宿所提供施設（第21条―第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（苦情への対応）

第3条 救護施設等は、条例第8条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

2 救護施設等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（記録の整備）

第4条 救護施設等は、設備、職員、会計及び入所者又は利用者の処遇の状況に関する記録を整備しなければならない。

第2章 救護施設

（設備の基準）

第5条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第11条第3項第1号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。
- 3 条例第11条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ロ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。
 - ハ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - ホ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - (2) 静養室 次に掲げる基準
 - イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
 - ロ イに掲げるもののほか、前号イ及びハからホまでに掲げるところによること。
 - (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
 - (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。
 - (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 4 前3項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

（サテライト型施設の設備の基準）

第6条 前条の規定は、サテライト型施設について準用する。

（職員の配置の基準）

第7条 条例第13条第1項第3号から第5号までに掲げる職員の総数は、おおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

（居室の入所人員）

第8条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

（給食）

第9条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行われることとし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

（健康管理）

第10条 入所者については、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。

（生活指導等）

第11条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的な条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第12条 救護施設は、当該救護施設の設置者が救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2に規定する給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 入所者に係る金銭をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合は、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第3章 更生施設

（設備の基準）

第13条 条例第16条第1項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

（職員の配置の基準）

第14条 条例第17条第1項第3号から第5号までに掲げる職員の総数は、入所者の数が150人以下の施設にあっては6人以上、入所者の数が150人を超える施設にあっては6人以上入所者の数が150人を超える部分について40人につき1人を加えた数以上とする。

（生活指導等）

第15条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神的及び身体的な条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

（作業指導）

第16条 更生施設は、入所者に対し、前条の更生計画に従って、入所者が退所後自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第17条 第5条第1項、第3項（第1号ホ及び第7号を除く。）及び第4項、第8条から第10条まで、第11条（第2項を除く。）並びに第12条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 授産施設

（設備の基準）

第18条 条例第20条第1項第1号及び第5号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 作業室 次に掲げる基準

イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

ロ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用と女子用とを別に設けること。

(工賃の支払)

第19条 授産施設は、利用者に対し、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第20条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

第5章 宿所提供施設

(設備の基準)

第21条 条例第24条第1項第2号の炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

(居室の利用世帯)

第22条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第23条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第24条 第5条第3項第1号（ホを除く。）並びに第4項第1号及び第2号の規定は、宿所提供施設について準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 児童発達支援

第1節 人員に関する基準（第3条－第5条）

第2節 設備に関する基準（第6条・第7条）

第3節 運営に関する基準（第8条－第42条）

第4節 基準該当通所支援に関する基準（第43条－第47条）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 人員に関する基準（第48条）

第2節 設備に関する基準（第49条）

第3節 運営に関する基準（第50条－第54条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 人員に関する基準（第55条・第56条）

第2節 設備に関する基準（第57条）

第3節 運営に関する基準（第58条・第59条）

第4節 基準該当通所支援に関する基準（第60条－第62条）

第5章 保育所等訪問支援

第1節 人員に関する基準（第63条）

第2節 運営に関する基準（第64条－第67条）

第6章 多機能型事業所に関する特例（第68条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、条例及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の28第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

第2章 児童発達支援

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第3条 条例第6条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数
イ 障害児の数が10までのもの 2以上
ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第2項の場合において、機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を前項第1号の指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 条例第6条第3項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第4条 条例第7条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 児童指導員及び保育士 次のとおりとすること。

イ 児童指導員及び保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上とすること。

ロ 児童指導員の数は、1以上とすること。

ハ 保育士の数は、1以上とすること。

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第7条第2項の場合において、機能訓練担当職員の数の前項第2号の児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 条例第7条第3項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を第1項第2号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限り。） 機能訓練を行うために必要な数

4 条例第7条第4項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を第1項第2号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護師 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

5 第1項第2号イ及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第5条 条例第9条第1項の規定により従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第2節 設備に関する基準

第6条 条例第10条第1項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

第7条 条例第11条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室 次に掲げるとおりとすること。

イ 定員は、おおむね10人とすること。

ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 条例第13条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第16条に規定する運営規程の概要

(2) 従業者の勤務の体制

(3) 第34条に規定する協力医療機関

(4) 苦情への対応方法

(5) 事故発生時の対応方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（連絡調整に対する協力）

第10条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第37条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第31条第6号及び第39条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第12条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）

第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他の必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第17条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者にその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの支払については、この限りでない。

（通所利用者負担額の受領）

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（第1号の費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号の費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）第23条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（通所利用者負担額に係る管理）

第19条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第20条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第18条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第21条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第42条第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した

児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の児童発達支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第22条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第23条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

第24条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者（管理者及び児童発達支援管理責任者を除く。）を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

（食事）

第25条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第26条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（健康管理）

第27条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

第28条 指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第29条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第30条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員に条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第31条 条例第16条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第33条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関）

第34条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

（掲示）

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- (1) 条例第16条に規定する運営規程の概要
- (2) 従業員の勤務の体制
- (3) 前条に規定する協力医療機関
- (4) 苦情への対応方法
- (5) 事故発生時の対応方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

（情報の提供等）

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第37条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業員に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業員から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情への対応）

第38条 指定児童発達支援事業者は、条例第23条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、条例第23条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第40条 指定児童発達支援事業者は、条例第24条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条 条例第25条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

- (1) 第16条第1項の規定による指定児童発達支援の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第29条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第19条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 第38条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第43条 条例第26条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 障害児の数が10までのもの 2以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第44条 条例第27条第1項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

(準用)

第45条 前節（第18条第2項及び第4項、第19条、第20条第1項、第25条、第27条並びに第39条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第46条 条例第30条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数並びに条例第30条及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (2) 条例第30条及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第30条に規定する場合において、この節（前条（第18条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第47条 条例第31条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数並びに条例第31条及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3,000平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数並びに条例第31条及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (3) 条例第31条及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第31条の場合において、この節（第45条（第18条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 人員に関する基準

第48条 条例第33条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号及び条例第33条第2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第2節 設備に関する基準

第49条 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

第3節 運営に関する基準

（通所利用者負担額の受領）

第50条 指定医療型児童発達支援事業所は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号の費用については、省令第60条第4項に規定する別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第51条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第52条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

い。

（運営規程）

第53条 条例第37条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（準用）

第54条 第8条から第17条まで、第19条、第21条から第28条まで、第30条、第32条、第33条、第35条（第3号を除く。）、第36条第1項、第37条から第40条まで及び第42条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項第1号中「第16条」とあるのは「第37条」と、第11条中「いう。第31条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第17条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項」と、第21条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第28条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第35条第1号中「第16条」とあるのは「第37条」と、第42条第3号中「第29条」とあるのは「第52条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第55条 条例第40条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 障害児の数が10までのもの 2以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第40条第2項の場合において、機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を前項第1号の指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第1項第1号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

（準用）

第56条 第5条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第2節 設備に関する基準

第57条 条例第42条第1項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

第3節 運営に関する基準

（通所利用者負担額の受領）

第58条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（準用）

第59条 第8条から第17条まで、第19条から第24条まで、第26条、第28条から第30条まで、第32条から第38条まで、第39条第1項、第40条から第42条まで及び第53条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項第1号及び第35条第1号中「第16条」とあるのは「第44条において準用する条例第37条」と、第11条中「第31条第6号及び第39条第2項」とあるのは「第59条において準用する第53条第6号」と、第17条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第58条第1項」と、第21条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第53条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第4節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第60条 条例第45条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 障害児の数が10までのもの 2以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

（設備）

第61条 条例第46条第1項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

（準用）

第62条 第8条から第17条まで、第20条第2項、第21条から第24条まで、第26条、第28条から第30条まで、第32条から第38条まで、第39条第1項、第40条から第42条まで、第46条、第47条、第53条及び第58条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 保育所等訪問支援

第1節 人員に関する基準

第63条 条例第49条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

第2節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第64条 指定保育所等訪問支援事業所は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第65条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第66条 条例第52条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（準用）

第67条 第8条から第17条まで、第19条から第24条まで、第26条、第28条から第30条まで、第32条、第35条（第3号を除く。）、第36条から第38条まで、第39条第1項及び第40条から第42条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項第1号及び第35条第1号中「第16条」とあるのは「第52条」と、第11条中「いう。第31条第6号及び第39条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第17条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第64条第1項」と、第21条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 多機能型事業所に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第68条 多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第3条第1項、第2項及び第4項、第4条、第48条並びに第55条第1項から第3項までの規定の適用については、第3条第1項第1号、第2項及び第4項並びに第4条第1項第2号イ、第3項第1号及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第48条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第55条第1項第1号、第2項及び第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第3条第5項及び第55条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（条例附則第2項に規定する規則で定める者）

- 2 条例附則第2項に規定する規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者とする。
（経過措置）
- 3 条例附則第2項の規定の適用を受ける者については、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第2号、第2項及び第6項並びに第55条第1項第2号、第2項及び第5項の規定は適用せず、第3条第1項第1号イ及びロ、第21条、第22条並びに第55条第1項第1号イ及びロの規定の適用については、第3条第1項第1号イ及びロ中「10」とあるのは「15」と、第21条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第22条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第55条第1項第1号イ及びロ中「10」とあるのは「15」とする。
- 4 条例附則第3項の規定の適用を受ける者に対する第4条第1項第2号イ及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ2以上」とする。
- 5 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間における第37条第1項（第45条、第54条、第59条、第62条及び第67条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「第5条第16項」とあるのは、「第5条第17項」とする。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（第3条―第42条）

第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（第43条―第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、条例及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (2) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の員数)

第3条 条例第5条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上
ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3) 児童指導員及び保育士 次のとおりとすること。

イ 児童指導員及び保育士の総数は、次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

(イ) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数)以上

(ロ) 主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児(次条第1項第3号及び第43条第1項第2号イ(ロ)において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

(ハ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

ロ 児童指導員の数は、1以上とすること。

ハ 保育士の数は、1以上とすること。

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号(第1号を除く。)及び条例第5条第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第4条 条例第6条第1項に規定する居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子とを別にすること。

2 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 条例第7条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第10条に規定する運営規程の概要

(2) 従業者の勤務の体制

(3) 第34条第1項に規定する協力医療機関

(4) 第34条第2項に規定する協力歯科医療機関(当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。)

(5) 苦情への対応方法

(6) 事故発生時の対応方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。)の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第6条 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定障害児入所施設等の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第7条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第8条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめるものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居住地の変更が見込まれる者への対応）

第11条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第12条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに県に報告しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第13条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第14条 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者にその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの支払については、この限りでない。

（入所利用者負担額の受領）

第15条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該指定福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27

条の6第1項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

(2) 日用品費

- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが相当と認められるもの
- 4 前項第1号の費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。)第17条第4項に規定する別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定福祉型障害児入所施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

第16条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

第17条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、第15条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(入所支援計画の作成等)

第18条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。

- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の入所支援計画の変更について準用する。
- (児童発達支援管理責任者の責務)
- 第19条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第21条に規定する相談及び援助を行うこと。
 - (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (検討等)
- 第20条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。
- (相談及び援助)
- 第21条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- (指導、訓練等)
- 第22条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。
 - 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
 - 4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者（管理者及び児童発達支援管理責任者を除く。）を指導、訓練等に従事させなければならない。
 - 5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
- (食事)
- 第23条 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。
- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
 - 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
 - 4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
- (社会生活上の便宜の供与等)
- 第24条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て必要な支援を行わなければならない。
 - 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- (健康管理)
- 第25条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断

- 3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

第26条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（障害児の入院期間中の取扱い）

第27条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第28条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る省令第31条に規定する給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 障害児に係る金銭をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

（入所給付決定保護者に関する都道府県への通知）

第29条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他の不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

（管理者による管理等）

第30条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事し、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第31条 条例第10条の規則で定める重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障がいの種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第32条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第33条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第34条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

(1) 条例第10条に規定する運営規程の概要

(2) 従業者の勤務の体制

(3) 前条第1項に規定する協力医療機関

(4) 前条第2項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限り。）

(5) 苦情への対応方法

(6) 事故発生時の対応方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

(情報の提供等)

第36条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第38条 指定福祉型障害児入所施設は、条例第17条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、条例第17条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、条例第18条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しな

ければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条 条例第19条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

- (1) 入所支援計画
- (2) 第13条第1項の規定による指定入所支援の提供の記録
- (3) 第29条の規定による都道府県への通知に係る記録
- (4) 条例第13条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 第38条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

（従業者の員数）

第43条 条例第20条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
- (2) 児童指導員及び保育士 次のとおりとすること。
 - イ 児童指導員及び保育士の総数は、次に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。
 - (イ) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
 - (ロ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上
 - ロ 児童指導員の数は、1以上とすること。
 - ハ 保育士の数は、1以上とすること。
- (3) 心理指導を担当する職員 1以上（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）
- (4) 理学療法士又は作業療法士 1以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

- 2 前項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（設備）

第44条 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

（入所利用者負担額の受領）

第45条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
- (2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第46条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第47条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第48条 第5条から第14条まで、第16条、第18条から第33条まで、第35条（第3号を除く。）、第36条第1項、第37条から第40条まで及び第42条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第14条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項」と、第26条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第29条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第35条第4号中「前条第2項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間における第37条第1項（第48条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「第5条第16項」とあるのは、「第5条第17項」とする。

平成25年 3月19日印刷
平成25年 3月19日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056